

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">海外投資（株式等）保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00009 沿革（略） <u>令和2年12月24日 一部改正</u></p>	<p style="text-align: center;">海外投資（株式等）保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00009 沿革（略）</p>	
<p style="text-align: center;">第1章（略）</p>	<p style="text-align: center;">第1章（略）</p>	
<p>第2章 てん補の範囲及びてん補責任額（てん補危険）</p> <p>第2条 株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）は、被保険者がこの証券記載の海外投資（以下「被保険投資」という。）を行った場合において、次の各号のいずれかに該当する事由により受ける損失を、この約款の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。<u>ただし、被保険投資の相手方が投資先国又は地域以外の国又は地域において直接又は間接に保有する不動産、設備、原材料その他の物に関する権利、鉱業権、工業所有権その他の権利又は利益であって事業の遂行上特に重要なもの（再投資先企業（被保険投資の相手方が直接出資又は間接出資を行っている企業をいい、間接出資の場合は中間法人を含む。以下同じ。）の株式及び再投資先企業向け貸付金債権を含む。）以下「主要な事業資産等」という。）に係る第2号から第4号までのいずれかに該当する事由により受ける損失にあつては、当該主要な事業資産等の所在する国又は地域がこの証券に記載されている場合に限る。</u></p> <p>一～三（略）</p> <p>四 被保険投資の相手方が<u>主要な事業資産等を外国政府等によって侵害されたことにより損害を受けて当該被保険投資の相手方について事業不能等が生じたこと。</u></p> <p>ただし、当該被保険投資の相手方等又は被保険者が外国政府等と当該被保険投資の相手方等が行う事業その他被保険投資に関して権利・義務関係を規定する契約を締結する場合に、外国政府等による当該契約の義務の不履行又はこれに反する行為の結果として損害を受けた場合については別に特約が付されているものに限る。</p>	<p>第2章 てん補の範囲及びてん補責任額（てん補危険）</p> <p>第2条 株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）は、被保険者がこの証券記載の海外投資（以下「被保険投資」という。）を行った場合において、次の各号のいずれかに該当する事由により受ける損失を、この約款の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 被保険投資の相手方が<u>不動産、設備、原材料その他の物に関する権利、鉱業権、工業所有権その他の権利又は利益であって事業の遂行上特に重要なもの（以下「重要資産等」という。）を外国政府等によって侵害されたことにより損害を受けて当該被保険投資の相手方について事業不能等が生じたこと。</u></p> <p>ただし、<u>次のイ及びロに掲げる場合については別に特約が付されているものに限る。</u></p> <p>イ <u>重要資産等が投資先国又は地域以外の国又は地域に存在する</u></p>	

新	旧	備考
<p>五～六 （略） 2～3 （略） 4 <u>日本貿易保険は、被保険者の貸借対照表その他決算関係書類又はこれに準ずる書類（公認会計士又はこれに準ずる者の証明したものに限る。以下「財務諸表等」という。）において被保険投資の相手方の株式等として計上されている額と被保険投資の相手方の財務諸表等における当該被保険投資の相手方の簿価純資産額のうちで被保険者の持ち分に相当する金額（以下「被保険投資の相手方評価額」という。）との差額（以下「プレミアム相当額」という。）を証券で定める場合は、プレミアム相当額について第1項第1号から第4号まで又は第6号のいずれかに掲げる事由により受ける損失を、この約款の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。</u></p>	<p><u>場合</u> ロ <u>当該被保険投資の相手方等又は被保険者が外国政府等と当該被保険投資の相手方等が行う事業その他被保険投資に関して権利・義務関係を規定する契約を締結する場合に、外国政府等による当該契約の義務の不履行又はこれに反する行為の結果として損害を受けた場合</u> 五～六 （略） 2～3 （略）</p>	
<p>（てん補責任額） 第3条 前条第1項第1号から第4号までのいずれかの事由により受けた損失について日本貿易保険がてん補すべき額は、株式等に係る損失にあっては当該事由に係る株式等（以下「非常事故株式等」という。）について同項第1号の事由又は同項第2号、第3号若しくは第4号の損害の発生の直前に評価した額と当該非常事故株式等の取得のための対価の額とのいずれか少ない金額から、配当金請求権に係る損失にあっては当該事由に係る配当金請求権（支払期日の到来したもの又は第27条第1項の規定により日本貿易保険が損失の発生を確認したものに限る。以下「非常事故配当金請求権」という。）について、前条第1項第1号の事由又は同項第2号、第3号若しくは第4号の損害の発生の直前に評価した額から、次の各号に掲げる金額を控除した残額に100分の95を乗じて得た金額とする。ただし、保険金額を限度とする。 一 ～三 （略）</p>	<p>（てん補責任額） 第3条 前条第1項第1号から第4号までのいずれかの事由により受けた損失について日本貿易保険がてん補すべき額は、株式等に係る損失にあっては当該事由に係る株式等（以下「非常事故株式等」という。）について同項第1号の事由又は同項第2号、第3号若しくは第4号の損害の発生の直前に評価した額と当該非常事故株式等の取得のための対価の額とのいずれか少ない金額から、配当金請求権に係る損失にあっては当該事由に係る配当金請求権（支払期日の到来したもの又は第27条第1項の規定により日本貿易保険が損失の発生を確認したものに限る。以下「非常事故配当金請求権」という。）について、前条第1項第1号の事由又は同項第2号、第3号若しくは第4号の損害の発生の直前に評価した額から、次の各号に掲げる金額を控除した残額に100分の95を乗じて得た金額とする。ただし、保険金額を限度とする。 一 ～三 （略）</p>	

新	旧	備考
<p>2～3 (略)</p> <p>4 <u>プレミアム相当額を証券で定める場合には、第1項又は前項中「取得のための対価の額」は「取得のための対価の額（証券で定めるプレミアム相当額を除く。）」と、「残額」は「残額に、当該事由の発生直前に被保険者の財務諸表等において被保険投資の相手方の株式等として計上されている額と当該時点における被保険投資の相手方評価額との差額（ただし、当該差額はゼロを下回らないものとする。）と証券で定めるプレミアム相当額に係る取得のための対価の額とのいずれか少ない金額から当該プレミアム相当額について当該事由の発生直後に評価した額を控除した残額を加えた額」と、それぞれ読み替えて適用する。</u></p> <p>5 <u>第1項、第2項及び第3項に規定する「100分の95」について、この証券記載の付保率を100%として保険契約を締結するときは、「100分の100」と読み替えて適用する。</u></p>	<p>2～3 (略)</p> <p>4 <u>別に被保険者の貸借対照表その他決算関係書類又はこれに準ずる書類（公認会計士又はこれに準ずる者の証明したものに限る。以下「財務諸表等」という。）において被保険投資の相手方の株式等として計上されている額と被保険投資の相手方の財務諸表等における当該被保険投資の相手方の簿価純資産額のうちで被保険者の持ち分に相当する金額（以下「被保険投資の相手方評価額」という。）との差額（以下「プレミアム相当額」という。）に係る特約を付した場合には、第1項又は前項中「取得のための対価の額」は「取得のための対価の額（特約で定めるプレミアム相当額を除く。）」と、「残額」は「残額に特約で定めるプレミアム相当額にかかる取得のための対価の額から当該プレミアム相当額について当該事由の発生直後に評価した額を控除した残額を加えた額」と、それぞれ読み替えて適用する。</u></p>	
<p>第4条 (略)</p>	<p>第4条 (略)</p>	
<p>第5条 株式等について第3条第1項又は第2項の規定により算定した日本貿易保険がてん補すべき額又はその累計額が当該株式等の取得のための対価の額から次の各号に掲げる金額を控除した残額を超えるときは、日本貿易保険がてん補すべき額は、これらの規定にかかわらず、その残額とする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>プレミアム相当額を証券で定める場合には、前2項中「取得のための対価の額」は「取得のための対価の額（証券で定めるプレミアム相当額に係る取得のための対価の額を含む。）」と読み替えて適用する。</u></p>	<p>第5条 株式等について第3条第1項又は第2項の規定により算定した日本貿易保険がてん補すべき額又はその累計額が当該株式等の取得のための対価の額から次の各号に掲げる金額を控除した残額を超えるときは、日本貿易保険がてん補すべき額は、これらの規定にかかわらず、その残額とする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 (略)</p>	
<p>第6条～第10条 (略)</p>	<p>第6条～第10条 (略)</p>	

新	旧	備考
<p>第3章～第7章（略）</p>	<p>第3章～第7章（略）</p>	
<p>第8章 雑則 第33条～第36条（略）</p>	<p>第8章 雑則 第33条～第36条（略）</p>	
<p>（質権又は譲渡担保の設定） 第37条 被保険者は、この約款に基づく保険契約について、保険の目的又は保険金請求権について質権又は譲渡担保を設定しようとするときは、当該質権又は譲渡担保権の取得予定者と連名で事前に日本貿易保険の承諾を得なければならない。ただし、保険の目的のみについて質権又は譲渡担保を設定しようとするときであって、日本貿易保険が認めた場合は、当該質権又は譲渡担保権の取得予定者との連名での承諾の取得は不要とし、被保険者が単名にて承諾を得ればよいものとする。 2 被保険者は、<u>被保険投資の相手方が保有する再投資先企業の株式又は再投資先企業向け貸付金債権について質権又は譲渡担保を設定しようとするときは、事前に日本貿易保険の承諾を得なければならない。ただし、再投資先企業の事業に係る被保険投資の相手方の損失を第2条第1項第2号、第3号若しくは第4号又は第2項の特約に基づいてん補する場合に限る。</u> 3 （略）</p>	<p>（質権又は譲渡担保の設定） 第37条 被保険者は、この約款に基づく保険契約について、保険の目的又は保険金請求権について質権又は譲渡担保を設定しようとするときは、当該質権又は譲渡担保権の取得予定者と連名で事前に日本貿易保険の承諾を得なければならない。ただし、保険の目的のみについて質権又は譲渡担保を設定しようとするときであって、日本貿易保険が認めた場合は、当該質権又は譲渡担保権の取得予定者との連名での承諾の取得は不要とし、被保険者が単名にて承諾を得ればよいものとする。 2 被保険者は、別に付した特約において重要資産等を含めた株式若しくは貸付金債権又は別に付した特約において第2条第2項の規定に基づくてん補対象を含めた再投資先企業（被保険投資の相手方が直接出資又は間接出資を行っている企業をいう。以下同じ。）の株式若しくは再投資先企業向け貸付金債権について質権又は譲渡担保を設定しようとするときは、事前に日本貿易保険の承諾を得なければならない。 3 （略）</p>	
<p>（取得のための対価の額等の変更） 第38条 保険契約者は、被保険投資の内容変更その他合理的事由がある場合には、保険期間の開始の日の毎年の応当日の1月前までに日本貿易保険に書面で申請することにより、当該応当日以降の当該事由に係る取得のための対価の額（<u>プレミアム相当額を証券で定める場合にあっては、証券で定めるプレミアム相当額を含む。</u>）又は配当金の額の変更に関する日本貿易保険の承認の請求を行うことができる。</p>	<p>（取得のための対価の額等の変更） 第38条 保険契約者は、被保険投資の内容変更その他合理的事由がある場合には、保険期間の開始の日の毎年の応当日の1月前までに日本貿易保険に書面で申請することにより、当該応当日以降の当該事由に係る取得のための対価の額又は配当金の額の変更に関する日本貿易保険の承認の請求を行うことができる。</p>	
<p>第39条～第41条（略） <u>附 則</u></p>	<p>第39条～第41条（略）</p>	

新	旧	備考
<u>この規程は、令和3年1月18日から実施する。</u>		